令和7年度 国保制度 改善强化 全事强化

開催日時

令和7年11月14日(金)午後1時

開催場所

砂防会館(別館1階 シェーンバッハ・サボー) 【東京都千代田区】

主催

国民健康保険中央会都道府県国民健康保険団体連合会全国知事会会全国都道府県議会議長会

全国市議会議長会全国市議会議長会全国町村議会議長会全国町村議会議長会全国民健康保険組合協会

大 会 次 第

1 開会の辞

全国知事会代表

2 主催者挨拶

国民健康保険中央会会長

3 大会宣言

全国市長会代表

4 来賓挨拶

厚生労働大臣 総務大臣 与党代表、野党代表 5 議長団選出

国民健康保険中央会代表 全国市長会代表 全国町村会代表

6 議長団代表挨拶

国民健康保険中央会代表

7 決議文発表

全国町村会代表

8 閉会の辞

全国都道府県議会議長会代表

国保制度改善強化全国大会役員・運営委員

❖大会会長

大西 秀人 (国民健康保険中央会会長 (香川県高松市長))

❖大会副会長

鈴木 雅博 [国民健康保険中央会副会長(愛知県大口町長)]

◆大会役員

阿部 守一〔全国知事会会長(長野県知事)〕

藏内 勇夫〔全国都道府県議会議長会会長(福岡県議会議長)〕

松井 一實〔全国市長会会長(広島県広島市長)〕

丸子 善弘〔全国市議会議長会会長(山形県山形市議会議長)〕

柵野 孝夫〔全国町村会会長(北海道白糠町長)〕

中本 正廣〔全国町村議会議長会会長(広島県安芸太田町議会議長)〕

渡邉 芳樹〔全国国民健康保険組合協会会長〕

❖大会運営委員長

阿部 正人〔栃木県国民健康保険団体連合会事務局長〕

❖大会運営副委員長

岡 謙二〔広島県国民健康保険団体連合会事務局長〕

❖登壇者

衆・参両院議員(本人)、各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長

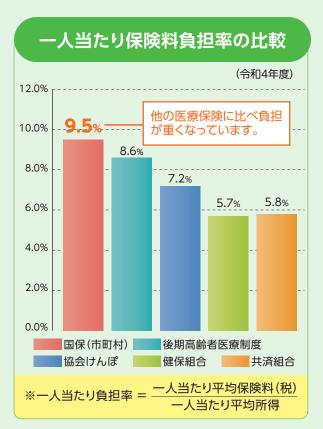
決議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が 直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎 重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

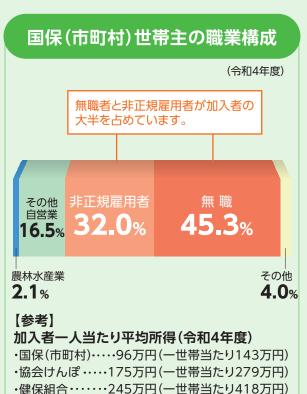
国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

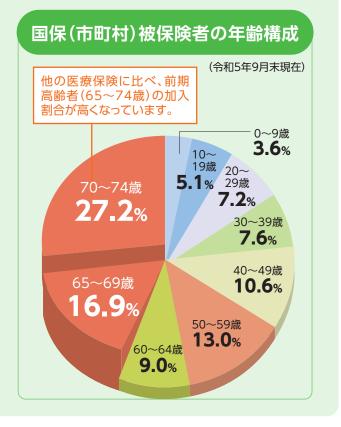
- 一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 一、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、 保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の 充実を図ること。
- 一、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するととも に、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず 国としての責任を果たすこと。
- 一、高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うとともに、その実施に当たっては、現場で混乱が生じないよう、国の責任において丁寧かつ十分な対応を講じること。
- 一、医療·保健·介護人材の確保や地域偏在の解消のための総合的な対策を講じるに当たっては、医療保険者等の運営に支障が生じないよう十分配慮するとともに、物価高や賃上げ等の社会経済情勢も踏まえ、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。
- 一、医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止する とともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係 る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を行うこと。
- 一、子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分 得られるよう分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営 に支障を及ぼすことがないよう必要な財政措置を確実に講じること。
- 一、国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。
- 一、国保連合会が地方自治体の医療·保健·介護·福祉業務支援の役割を十分に 果たせるよう、財政支援を含め必要な措置を講じること。
- 一、医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、 健康保持・増進並びに医療費及び介護給付の適正化に向け、KDBシステム や、介護情報基盤の構築等に係る必要な財政措置を講じること。
- ー、マイナ保険証については、国の責任において、その利用促進を図るとともに、 被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知·広報を行うこと。
- 一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

令和7年11月14日 国保制度改善強化全国大会 平成30年の制度改革において、財政支援の拡充により国保の財政基盤強化が図られましたが、依然として構造的な問題を抱えていることから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。









宣言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域 医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高 年齢者が多く加入し一人当たり医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が 低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な問題を抱えている。このため、 市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、 厳しい財政運営を強いられている。

このような中、平成三十年度より新たな国保制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化が図られたところであり、我々国保関係者は、国保制度を持続可能なものとするため、安定的な運営に最善を尽くしている。

しかしながら、国保が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進展、被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減少や昨今の物価上昇の影響などにより、今後も安定的な運営が困難な状況が続くと想定される。

このため、国は、国保制度改革が実効あるものとなるよう毎年三千四百億円の公費投入を確実に実施することなど財政支援の充実や、普通調整交付金の所得調整機能の堅持、医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置の全廃、全国一律のこども医療費助成制度の創設、物価高や賃上げ等の影響を踏まえた公立病院等への支援、国保総合システムの開発等に対する必要な財政措置、地方の意見を十分に踏まえた医療・介護DXの推進などについて、国保制度の更なる改善強化に向け、責任を持って取り組んでいくべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会において決議を行い、一致団結してその実現に向け断固選進することを誓うものである。

令和7年11月14日 国保制度改善強化全国大会



国民健康保険中央会所蔵

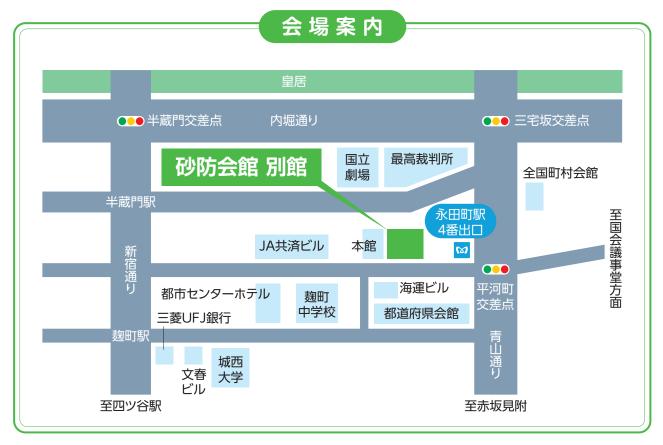
相扶共済とは

昭和13年4月1日に公布された国民健康保険法には、「相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする」とあります。

この書は、昭和15年、当時の首相 近衛文麿氏が揮毫し、国民健康保険法施行 3周年記念に開催された「第1回国民健康保険全国大会」において配布されました。

国民健康保険法制定時に携わった清水玄氏(内務省社会局保険部規画課長・ 法律制定時は厚生省保険院社会保険局長)は、相扶共済について「国保が他の諸 制度以上に全国民の隣人愛の高揚により、発展すべきものであることを表す言 葉である」と解説しています。

現在も互いに助け合う、国保の基本精神を表す言葉として使用されています。



砂防会館(別館1階 シェーンバッハ・サボー) 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4

■アクセス: ○地下鉄(有楽町線・半蔵門線・南北線)永田町駅 4番出口 徒歩1分

○地下鉄(銀座線・丸ノ内線)赤坂見附駅 徒歩8分